

平成31年2月26日

長崎電気軌道株式会社の軌道事業の上限運賃変更認可について

平成30年12月25日付けで、長崎電気軌道株式会社から軌道法第11条の規定に基づき申請のあった軌道業の上限運賃の変更について、本日（平成31年2月26日）付けで申請のとおり認可しましたので、お知らせします。

また、当該申請事案について、広く利用者から意見を聴くためにパブリックコメントを実施したところ、1件のご意見があり、電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（結果公表案件一覧）」欄に回答を掲載しましたので、合わせてお知らせします。

1. 申請日

平成30年12月25日

2. 申請者

申請者名 長崎電気軌道 株式会社

代表者 代表取締役社長 中島 典明

所在地 長崎市大橋町4番5号

3. 変更しようとする旅客運賃を適用する路線

全路線

- | | | |
|--------|-------------|--------|
| ・本線 | （住吉～崇福寺） | 6.9 km |
| ・赤迫支線 | （赤迫～住吉） | 0.4 km |
| ・桜町支線 | （長崎駅前～市民会館） | 0.9 km |
| ・大浦支線 | （新地中華街～石橋） | 1.1 km |
| ・蛍茶屋支線 | （西浜町～蛍茶屋） | 2.3 km |

4. 申請の概要

（1）申請理由

長崎市においては、少子高齢化や若年者の県外流出による沿線人口の減少やマイカー通勤者の増加等により、長崎電気軌道株式会社の輸送人員は平成6年度をピークに減少に転じ今日に至っている。

その一方で、動力費や施設維持管理費の増加により収支を直接圧迫するなかで、平成31年～32年度にかけて全国共通利用が可能となるICカード「nimoca」の導入方針が決定しており、さらに多額の資金と減価償却費の増加が収支を圧迫することが想定される。将来計画においても、超低床車両購入をはじめ積極的な設備投資と安全投資の実施を進めていくところであるが、安全性の向上やサービス改善を図るため、収支の改善が必要として本申請に及んだものである。

(2) 申請内容

i. 普通旅客運賃（均一制）

区 分	現 行	変 更	改定率
大人	124 円	130 円	4.83%
小児	62 円	70 円	12.90%

ii. 定期旅客運賃（均一制）

区 分	現 行	変 更	改定率
通勤定期（1 ヶ月）	4,970 円	5,230 円	5.23%
通勤定期（3 ヶ月）	13,710 円	14,440 円	5.32%
通学定期（高校以上・1 ヶ月）	4,230 円	4,450 円	5.20%
通学定期（高校以上・3 ヶ月）	11,670 円	12,290 円	5.31%
通学定期（中学・1 ヶ月）	3,860 円	4,060 円	5.18%
通学定期（中学・3 ヶ月）	10,650 円	11,210 円	5.25%
通学定期（小学・1 ヶ月）	1,670 円	1,890 円	13.17%
通学定期（小学・3 ヶ月）	4,610 円	5,220 円	13.23%
通勤通学定期（1 ヶ月）	6,720 円	7,070 円	5.20%
全線定期（1 ヶ月）	9,930 円	10,460 円	5.33%

5. 実施予定日

平成31年4月1日

6. 収支見込み及び平年度に実施する主な設備投資計画

i. 収支見込み

(単位：千円)

	平成 29 年度 (実績)	平年度合計 (平成 31~33 年度)	
		現 行	変 更
収 入	1,724,725	4,789,108	5,023,989
原 価	1,769,814	5,409,021	5,407,869
差引損益	▲45,089	▲619,912	▲383,879
収 支 率	97.5%	88.5%	92.9%

ii. 平年度に実施する主な設備投資計画

(1) 利用者サービスの向上への投資

- ・新 IC カード「nimoca」の導入
- ・超低床車両の導入

(2) 安全運行への投資

- ・レール及び軌道敷舗装の補修工事
- ・電車線、分岐器、転轍器、台車枠等の更新

※ 収入原価算定要領は別紙のとおり。

中小民鉄事業者の収入原価算定要領

本要領は、鉄道及び軌道の旅客鉄道運賃の算定に適用する。

1. 適用範囲

本要領は、中小民鉄事業者（鉄道事業者及び軌道経営者からJR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領を適用する鉄道事業者及び軌道経営者を除いたものをいう。）に適用する。ただし、鋼索鉄道については、適用しないものとする。

2. 収入・原価算定の方法と手順

原価計算期間の鉄軌道事業部門の収入及び原価については、次の方法と手順により算定のうえ、所要運賃増収額を計算し、これを基礎として運賃を決定する。

(1) 原価計算期間

原価計算期間（平年度）は、3年間とする。

(2) 一般原則

① 経常的性格を担保するため、固定資産売却損益等の特別損益は、これを除外する。

② 鉄軌道事業部門を他の事業部門と区分して収支を算定する。
なお、鋼索鉄道は、これを鉄軌道事業部門と区分するものとする。

イ 明らかに鉄軌道事業部門に帰属する収入及び原価は、これを鉄軌道事業部門に帰属させる。

ロ 他部門と関連する収入及び原価は、一定の配賦基準で按分した鉄軌道事業分担分を鉄軌道事業部門に帰属させる。

③ 投融資については、これを独立の事業部門として処理することとする。

(3) 原価の算定

① 人件費

実績及び事業計画を考慮して適正に算定する。

② 修繕費

実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。

③ 経費

イ 動力費

車両走行キロ当りの実績を基礎として、動力供給規定等を勘案して算定する。

ロ その他の経費

実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。

- ④ 諸税
実績及び工事計画等を基礎として算定する。
- ⑤ 減価償却費
実績年度末における鉄軌道資産及び工事計画等を基礎とし、税法に定める限度額によって算定する。
- ⑥ 営業外費用
 - イ 支払利息
原価計算期間中の平均借入額に平均借入率を乗じて算定する。
 - ロ その他
実績を基礎として算定する。
- ⑦ 配当所要額（適正利潤）
払込資本金に対し10%配当に必要な額の鉄軌道事業分担額とする。

(4) 収入の算定

- ① 旅客運輸収入
過去の輸送実績に基づき、過去及び将来の特殊事情を考慮して旅客輸送数量を推計し、実績年度におけるキロ別輸送数量及びキロ別運賃を基礎として算定する。
- ② 貨物運輸収入
旅客運輸収入の算定方式に準ずる。
- ③ 運輸雑収
実績を基礎とし、増収努力を見込んで算定する。
- ④ 営業外収益
運輸雑収の算定方式に準ずる。

附 則

適用期日

本要領は平成12年3月1日以降の申請から適用する。